第十条　法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲げる書類

イ　純財産額（法第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財産額をいう。以下この章（第二百一条第二十七号ロ及び第二百二条第十九号を除く。）において同じ。）を算出した書面

ロ　主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八条の二、第三十八条の五、第百九十九条第十一号ハ、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八条の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）の数を記載した書面

ハ　［略］

四　［略］

2　［略］

（電磁的記録）

第十一条　法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

（人的構成の審査基準）

第十三条　法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ　宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

［(1)・(2)　略］

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　純財産額（法第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財産額をいう。以下同じ。）を算出した書面

ロ　主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八条の二、第三十八条の五、第百九十九条第十一号ハ、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八条の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）の数を記載した書面

ハ　［同上］

四　［同上］

2　［同上］

（電磁的記録）

第十一条　法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

［号を加える。］

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

［一・二　同上］

（人的構成の審査基準）

第十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］